

平成27年10月

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

「パン・アフリカ株式ファンド」 信託約款の変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「パン・アフリカ株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託約款の変更を予定しておりますのでご案内申し上げます。

信託約款の変更内容、手続き等につきましては、後掲する詳細および添付の「信託約款の変更に関する書面決議参考書類」をご参照ください。

なお、**今般の信託約款の変更に賛成いただける場合、特別な手続きは必要ありません。**

賛成いただけない方のみ、後掲「5. 書面決議にあたっての議決権行使の方法について」をご確認のうえ、お手続きください。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業第二部

電話番号 03-5290-3519 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

1. 変更理由および内容

<変更理由>

当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンドーアフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」は、純資産総額が一定の水準を下回ったこと等を背景に、繰上償還する予定である旨インベストック社より通知を受けました。

同外国籍投資信託の繰上償還については、誠に残念ながら回避することができないため、下記変更を行わない場合は、外国籍投資信託の繰上償還に伴い当ファンドも繰上償還（信託終了）することとなります。

弊社としては、基本コンセプトが同様である外国籍投資信託「マルチ ストラテジーズ ファンド - UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」を、当ファンドの新たな主要投資対象とし代替することによって当ファンドの運用を継続することが、既存受益者の利益に資すると判断しました。

<変更内容>

■主要投資対象とする外国籍投資信託

変更前	外国籍投資信託	<u>インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンドーアフリカ・オポチュニティーズ・ファンド</u>
	投資顧問会社	<u>インベストック・アセット・マネジメント・リミテッド</u> (インベストック社)
変更後	外国籍投資信託	<u>マルチ ストラテジーズ ファンド - UBPアフリカン・エクイティ・ファンド</u>
	投資顧問会社	<u>ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー (ロンドン支店)</u>

※当ファンドは、上記外国籍投資信託のほか、国内籍親投資信託「損保ジャパン日本債券マザーファンド」にも投資します。国内籍親投資信託の内容に変更はございません。

なお、外国籍投資信託の概要、および入替に関する今後の流れは、後掲をご参照ください。

■ご参考：変更後の外国籍投資信託の概要

名 称	マルチ ストラテジーズ ファンド - UBPアフリカン・エクイティ・ファンド
形 態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信（円建て）
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業、または、アフリカでビジネスを拡大していくことが期待される企業の株式を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決 算 日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年1.10%（管理報酬等含みます。） ※上記のほか、設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）

※「運用の基本方針」や「主な投資制限」に変更はございません。

【ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーについて】

- ・ スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・ 1969年スイスで設立。グローバルに25拠点を展開
- ・ 運用資産額：931億スイスフラン（約12兆3,115億円）
- ・ 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

（2015年6月末現在）

※ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーは、アフリカ大手銀行であるスタンダード銀行からの各種情報（アフリカ諸国の財政・経済情報、個別企業のリサーチ情報等）も活用し、銘柄選定を行います。

2. その他の変更内容

前記1. の変更が決定した場合には、以下についても変更を行います。

■購入・換金の申込不可日

変更前	ヨハネスブルグ、 <u>ルクセンブルグ</u> 、 <u>英国</u> のいずれかの銀行の休業日および12月24日
変更後	ヨハネスブルグ、 <u>ロンドン</u> 、 <u>ダブリン</u> のいずれかの銀行の休業日および12月24日

■運用管理費用（信託報酬）

変更前	運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>1.1232%</u> （税抜 <u>1.04%</u> ） ・ 配分（税抜）：委託会社 <u>0.40%</u> 、販社会社 0.60%、受託会社 0.04%
	外国籍投資信託の信託報酬等	年率 <u>1.15%</u>
	実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>2.2732%</u> （税抜 <u>2.19%</u> ）
変更後	運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>1.0692%</u> （税抜 <u>0.99%</u> ） ・ 配分（税抜）：委託会社 <u>0.35%</u> 、販社会社 0.60%、受託会社 0.04%
	外国籍投資信託の信託報酬等	年率 <u>1.10%</u>
	実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>2.1692%</u> （税抜 <u>2.09%</u> ）

3. 今後の手続きと日程

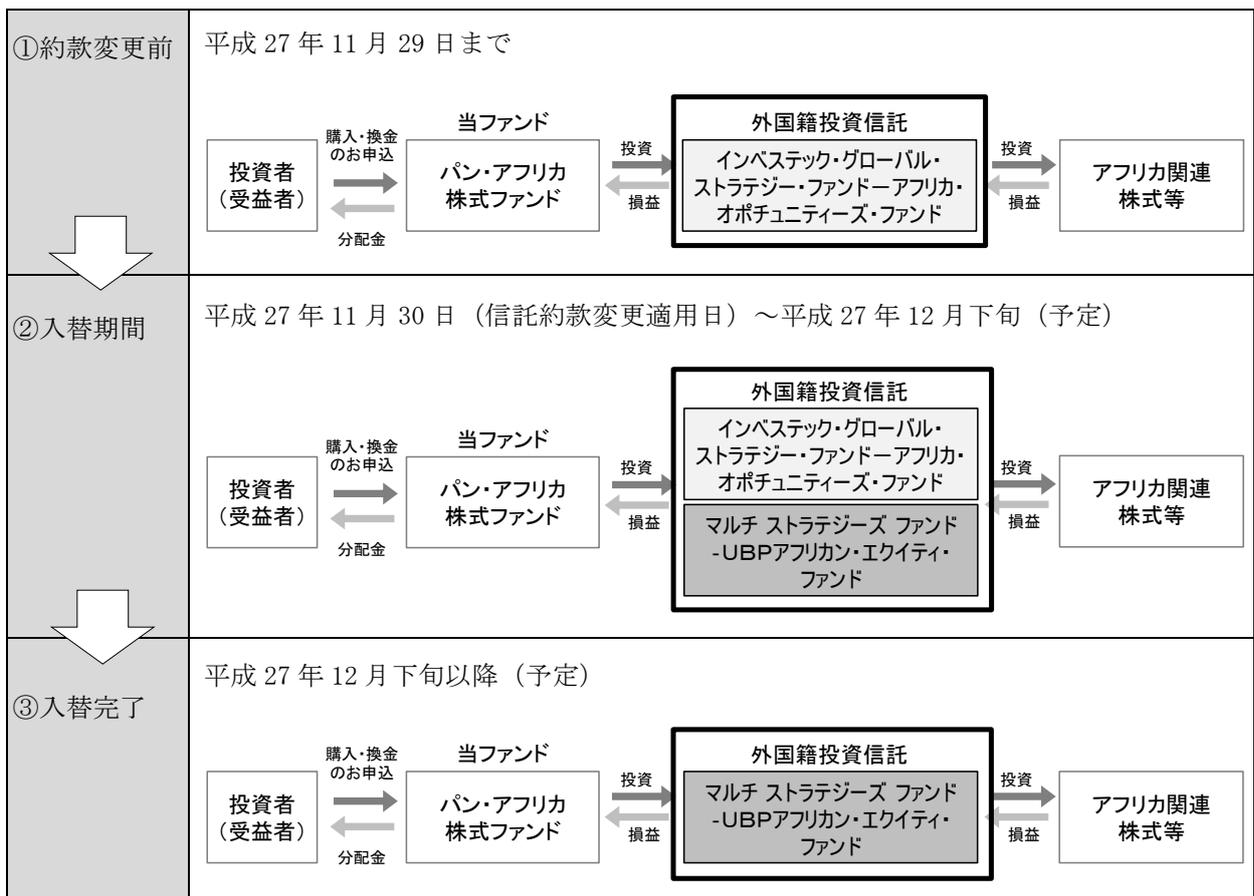
内容	日程	詳細
受益者の確定	平成27年10月5日	左記時点の受益者が対象となります。
書面による議決権行使の期限	平成27年11月11日	平成27年11月11日まで、書面により議決権を行使することができます。 ※詳細は後掲「5. 書面決議にあたっての議決権行使の方法について」をご参照ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">信託約款の変更に賛成いただける場合、特別な手続きは必要ありません。</div>

内容	日程	詳細
書面による決議の日	平成27年11月12日	期限までに受付けた議決権行使口数を集計します。 議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。 上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、信託約款の変更は行いません。* この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。書面決議の結果は、弊社ホームページで閲覧いただけます。
信託約款変更適用日	平成27年11月30日	約款変更が正式決定した場合、変更内容の適用を開始いたします。

※本信託約款の変更が否決された場合、外国籍投資信託の繰上償還に伴い当ファンドの運用を継続することが困難となるため、当ファンドを繰上償還（信託終了）させる可能性があります。

4. 外国籍投資信託の入替について<イメージ図>

本約款変更が決定した場合、段階的に外国籍投資信託を入替えます。
なお、入替期間は約1ヶ月間を予定しています。



※当ファンドは、上記外国籍投資信託のほか、国内籍親投資信託「損保ジャパン日本債券マザーファンド」にも投資します。国内籍親投資信託の内容に変更はございません。

<ご留意事項>

- ・上表②の通り、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。
- ・資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、平成27年12月下旬に入替が完了しない場合があります。

5. 書面決議にあたっての議決権行使の方法について

<本信託約款の変更に**賛成**の場合>

特別なお手続きは必要ありません。

<本信託約款の変更に**反対**の場合>

書面による議決権行使の期限（平成27年11月11日）までに、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、下記「(1) 送付先」の宛先にご返信ください。

- ・ 締切日：**平成27年11月11日弊社必着**（平成27年11月12日以降の到着分は無効となります。）

(1) 送付先（同封の返信用封筒をご利用ください。）

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご注意事項

- ・ 受益者が、議決権を行使しない（「議決権行使書面」を委託会社へ送付しない）場合は、前掲1. の変更内容（以下「議案」といいます。）について賛成するものとさせていただきますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。
- ・ 本議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面をご送付された場合には、本議案について賛成するものとさせていただきます。
- ・ 同一の受益者の方が同一の議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権を無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・ **信託約款の変更に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。**

6. 反対受益者の買取請求について

当ファンドの信託約款の変更手続きにおいては、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、買取請求の適用はありません。

なお、**取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。**

個人情報の取扱いについて

議決権行使にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたものとして取扱います。なお、本手続きにともない取得した個人情報は議決権行使のためのみに利用いたします。

以上

**「パン・アフリカ株式ファンド」
信託約款の変更に関する書面決議参考書類**

1. 信託約款の変更の案

【追加型証券投資信託 パン・アフリカ株式ファンド】

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方針 (2) 投資態度 ① 主として別に定める投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。</p> <p>② 原則として、別に定める投資信託証券のうち外国籍投資信託への投資比率を可能な限り高位に保ちます。 (略)</p> <p>④ 外国籍投資信託における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方針 (2) 投資態度 ① 主として「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。</p> <p>② 原則として、「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。 (略)</p> <p>④ 「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 (略)</p>
<p>【受益権の申込単位、価額および手数料】 第12条 (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、<u>ロンドン、ダブリン</u>のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。 (略)</p>	<p>【受益権の申込単位、価額および手数料】 第12条 (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、<u>ルクセンブルグ、英国</u>のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。 (略)</p>
<p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>99</u>の率を乗じて得た額とします。 (略)</p>	<p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>104</u>の率を乗じて得た額とします。 (略)</p>
<p>【信託契約の一部解約】 第38条 (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、<u>ロンドン、ダブリン</u>のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けけないものとします。 (略)</p>	<p>【信託契約の一部解約】 第38条 (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、<u>ルクセンブルグ、英国</u>のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けけないものとします。 (略)</p>

変更後 付 表	変更前 付 表
<p>1. 別に定める投資信託証券 <u>運用の基本方針</u>、約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 4 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。 <u>外国籍投資信託 「Multi Strategies Fund - UBP African Equity Fund」</u> 外国籍投資信託 「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」 親投資信託 「損保ジャパン日本債券マザーファンド」</p>	<p>1. 別に定める投資信託証券 約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 4 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。 外国籍投資信託 「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」 親投資信託 「損保ジャパン日本債券マザーファンド」</p>

※なお、外国籍投資信託の入替には期間を要する為、上記「付表」では、新旧外国籍投資信託を併記しております。外国籍投資信託「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」は、外国籍投資信託の入替完了後、速やかに付表から削除いたしますが、書面決議等の手続きは改めて行いません。

2. 信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、または受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更または影響の内容及び相当性に関する事項

該当事項はありません。

3. 信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成 27 年 11 月 30 日

4. 信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

該当事項はありません。

5. 信託約款の変更をする理由

当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」は、純資産総額が一定の水準を下回ったこと等を背景に、繰上償還する予定である旨インベストック社より通知を受けました。

同外国籍投資信託の繰上償還については、誠に残念ながら回避することができないため、本信託約款の変更を行わない場合、外国籍投資信託の繰上償還に伴い、当ファンドも繰上償還（信託終了）することとなります。

当社としては、基本コンセプトが同様である外国籍投資信託「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBP アフリカン・エクイティ・ファンド」を、当ファンドの新たな主要投資対象とし代替することによって当ファンドの運用を継続することが、既存受益者の利益に資すると判断しました。

6. 信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

信託約款変更後に投資対象となる外国籍投資信託において株式を新規に購入するため、売買委託手数料が発生します。

以上